



この略図を見ながら
宇津峰城を散策して
みてください。
面白い発見があるかも
しれません。

郡山市と須賀川市の境目にそびえる宇津峰の山頂と稜線に、宇津峰城は築かれている。山頂付近の稜線上と、北側に伸びる尾根を中心に、大小の平場が造られている。田村地方の領主である田村荘司が、南朝を支えるための拠点となった。

歴史迷路 クイズ回答用紙

第1問の
こたえ

- あ
- い
- う
- え
- お

第2問の
こたえ

- た
- ち
- つ
- て
- と



宇津峰宮を助け出そう！
迷路のどこかにいるよ！！

第3問の
こたえ

- ま
- み
- む
- め
- も

第4問の
こたえ

- な
- に
- ぬ
- ね
- の



宇津峰合戦

市内田村町にそびえる宇津峰山(以下宇津峰)は、
安積野を見下ろせる身近なハイキングコースとして多くの方に親しまれる山です。
標高676mの頂上だけでなく、春の桜や秋の紅葉、中腹の清水
に思い出を持つ方も少なくないでしょう。
一方、この宇津峰には昔は城として利用されていた歴史があり、
昭和6年[1931]7月に国指定史跡になっています。
この企画展では、大安場古墳とならんで市内所在のもう一つの国史跡である宇津峰が
「城」として機能した合戦についてご紹介いたします。



大安場史跡公園 平成28年度 第1回企画展「宇津峰合戦」

会期：平成28年7月9日(土)▶8月28日(日) 会場：大安場史跡公園ガイダンス施設
主催：郡山市/郡山市教育委員会/大安場史跡公園管理センター(公益財団法人郡山市文化・学び振興公社)
協力：田村市教育委員会/佐藤幸男氏/富塚慎一氏(順不同)

大安場史跡公園管理センター(公益財団法人郡山市文化・学び振興公社)
〒963-1161 福島県郡山市田村町大善寺字大安場160番地 TEL.024(965)1088 FAX.024(965)1090
E-Mail oyasuba@bunka-manabi.or.jp Web http://www.bunka-manabi.or.jp/oyasuba



この紙はFSC®認証紙です。

紙へリサイクル可



観応2年[1351]～文和2年[1353]東北の南北朝動乱 最後の戦い



観応2年[1351]、足利尊氏・直義兄弟の対立から北朝方が分裂し、その混乱は奥州にも及んだ。

北朝方の混乱に乗じた南朝方は、北からは北畠顕信、南からは宇津峰宮らが陸奥国府を挟み撃ちにし、これを占拠する。



敗れた北朝方の吉良貞家は、海道(福島県浜通り地方)を経て、岩瀬郡(現在の須賀川市)の稲村館に入る。

吉良貞家が海道を経由したのは、海道を拠点とする相馬氏が北朝方だったからである。稲村館に入ったのは、稲村が街道の要衝であったことと、岩瀬郡の領主である二階堂氏が北朝方だったからである。



翌観応3年[1352]、北畠顕信らは、鎌倉を攻撃する南朝軍に呼応して南下する。経路の伊達郡には、宇津峰城と並び南朝方の拠点、靈山城があり、伊達氏によって支えられていた。



ところが、北畠顕信が留守になった隙を衝き、北朝軍が陸奥国府を攻撃する。その結果、陸奥国府は北朝方に奪回される。宇津峰宮と北畠顕信は、追撃されて南下し、宇津峰城に入る。



宇津峰城を攻撃するため出陣した吉良貞家は、北上して部谷田を御陣とする。このとき吉良貞家が北上した確かな理由はよくわからない。安積郡周辺の北朝方の領主を、組織化するためであろうか。



吉良貞家は、進路を南方に転じて篠川を御陣とする。



もはやこれまででござる

田村宗季
田村一族の有力者



東北の南朝もこれでしまいか...

宇津峰宮
宇津峰の総大将



観応3年[1352]の7月から10月にかけて、北朝軍と南朝軍は、御代田・谷田川などで交戦する。翌文和2年[1353]4月5日、吉良貞家率いる北朝軍は、宇津峰城への総攻撃を開始する。当時の記録には、4月15日の切岸・壁際・一木戸などでの戦闘が見られる。これらの場所は、いずれも宇津峰城の城域にあたると思われる。4月5日に始まった総攻撃は最終局面を迎えていた。そして5月4日、ついに宇津峰城は落城し、奥州における南北朝の動乱は事実上終結する。

田村氏の実像

郡山市の東部及び田村郡は、中世には田村荘と呼ばれていました。田村氏は、この田村荘の領主です。南北朝時代の動乱期に、南朝方として活躍したことでよく知られています。ところが田村氏の一族は、その全体が南朝方として強く結束していたわけではなかったようです。田村氏の有力者の1人と思われる田村宗季は、後醍醐天皇から田村荘の役人である「田村荘司」に任じられますが、彼は田村氏の一族を束ねる「惣領」ではありませんでした。

その一方で、観応2年[1351]3月、田村弾正という人物が、安積郡の領主である伊東祐信と一揆を結び、相互に協力することを約束しています。伊東祐信は北朝方の人物であり、契約状に使われている年号も北朝のものでした。田村弾正は、北朝方であったと考えざるを得ません。しかもその時期は、宇津峰合戦が始まろうとする直前でした。当時の田村氏は、一族の全体が同じ考えのもとで行動していたのではなく、複数の有力者が並び立ち、南朝方と北朝方に分かれていたことがわかります。

田村氏というと、南朝を支えた一族として認識されることが少なくありません。そのような考え方が定着する上で、大きな役割を果たしたのが、昭和初期に刊行された『仙道田村小史』です。この書物は、田村氏を研究する上で欠かすことのできない貴重な成果ですが、刊行よりかなりの時が経過しており、内容の見直しが進められています。

戦いの被害を逃れるために

合戦には略奪や暴行がつきものでした。戦場となった地域では、住民等が略奪や暴行などの被害を受けました。当時の合戦は、武士と武士とが戦うだけではすまなかったのです。寺院や神社も略奪の対象でした。しかし、彼らはただ黙って被害を受け入れるだけの存在ではありませんでした。被害を逃れるために、積極的に行動していたのです。

その1つの方法が、侵襲してきた軍勢の指揮官に、「禁制」を出してもらうことでした。「禁制」とは、寺社や村に対する略奪や暴行を、自身の率いる軍勢等に禁止した文書です。寺社や村は、「禁制」を出してもらうために、金銭や物資の負担などを受け入れました。つまり、「禁制」を出した側の陣営に加わったのです。

展示した史料は、宇津峰合戦の最中にあたる観応3年[1352]7月に、北朝軍を率いる吉良貞家が、「守山社」に対する略奪や暴行を禁止するために出されたものです。「守山社」は、現在の田村神社の前身にあたる宗教施設です。当時は神と仏と一緒にまつる神仏習合の時代であったため、「守山社」には神官だけでなく僧侶もいました。「禁制」では、その僧侶に対して「祈祷」を行うことを命じています。その内容はもちろん、北朝方の勝利を祈るものだったはずですが、「守山社」は、吉良貞家率いる北朝方のために働いたのです。